

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第3回遵守委員会作業部会報告書

2014年4月7-11日
韓国、麗水

第3回遵守委員会作業部会

2014年4月7-11日

韓国、麗水

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 呉雲烈氏（麗水地域海洋港湾庁長官）が出席者を歓迎するとともに、会合の開会宣言を行った。
2. 遵守委員会（CC）議長のスタン・クローザース氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎し、韓国によるもてなしに謝意を表明した。
3. メンバーは会合の代表団をそれぞれ紹介した。参加者リストは別紙1のとおり。

1.2. 議題の採択

4. 議題は別紙2のとおり採択された。CCSBTの将来計画に関して、遵守計画にかかる議題項目6の下で議論することが合意された。
5. 文書リストは別紙3のとおり。

1.3. 会議運営上の説明

6. 事務局は、会合の運営方法を説明した。

議題項目 2. CCSBT 転載決議改正案の策定

7. 事務局は、洋上転載に関する措置のアップデート、及び港内転載に関する新たな措置を含む転載決議の改正案にかかる文書 CCSBT-CCWG/1404/04 について、本改正案に対する休会期間中のメンバーのコメントとともに説明した。
8. 参加者は、転載は SBT 漁業に対する主要なリスク分野の一つであり、こうしたリスクを最小化するためには CCSBT 転載決議の改正が必須であるとコメントした。
9. 会合は、転載決議案を精査し、改正案へのさらなる修正を加えた。修正された改正案は別紙4のとおり。改正案の中のいくつかの要素については、最終化及び合意の前にさらなる議論が必要である。改正案の中のこれらの要素は、ハイライト及び角括弧が付されている。

10. 転載決議案における主要な未解決事項は、コンテナ船に関する例外規定及び港内転載のモニタリングに関する問題である。メンバーは、遵守委員会会合においてこれらの問題を解決し、合意することができるよう、10月の会合の前にこれらの問題について熟考することに合意した。
11. 韓国は、水揚げ検査が転載決議の一部とされるべきものとは考えておらず、漁獲証明制度（CDS）に関連付けて検討する方が良いと述べた。日本、韓国及び日本は、CC9の前の休会期間中に、転載されたSBTの検査について議論することに合意した。
12. 会合は、転載報告に関する作業の重複を避けるため、転載決議改正案を採択した時点で、ICCAT/IOTCとの間の了解覚書き（MoU）について港内転載を含むよう改正する必要があるとともに、CCSBTとWCPFCの間でも港内転載に関するMoUが必要になることに留意した。
13. 会合は、2014年10月の遵守委員会会合の前に、事務局が転載決議案に以下の修正を加えることに合意した。
 - 決議における港内転載及び洋上転載の要素をより良く融合させるため、転載決議案を再構成する。
 - CCSBTとIOTC/ICCAT/WCPFCの間の港内転載に関する通知要件の整合性を調査する。IOTC/ICCAT/WCPFCに対する通知がCCSBTに通知したものと同様に見なされるよう、通知要件の整合性の最大化に関して、CC9に対する適切な勧告を行う。
 - CCSBT転載申告書様式を整理するとともに、様式の中で使用される「製品タイプ」について、可能な範囲で、他のまぐろ類RFMOの類似の様式及びCCSBTのCDSで使用されているものとの整合を確保する。

議題項目 3. 寄港国措置決議案の策定

14. 事務局は、文書CCSBT-CCWG/1404/BGD01（以前のCCSBT-CC/1310/07）を紹介した。元々は第8回遵守委員会会合で提示された、CCSBTのための寄港国措置（PSM）の導入に関するオプションを示した文書である。
15. CCWGは、PSM案（CCSBT-CCWG/1404/Info01）を精査した。会合による修正版のPSM案は別紙5のとおり。案の中のいくつかの要素については、最終化の前にさらなる議論が必要である。案の中のこれらの要素は、ハイライト及び角括弧が付されている。メンバーは、CC9の前に、これらの要素に関して検討を行う予定である。
16. 日本は、CCSBT20において日本が行ったのと同様に、この議題項目の冒頭、港内検査にかかる最低要件に関するICCAT勧告（12-07）をベースに議論するべきであると提案し、これを台湾が支持した。議論のベースとするべきテキストに関する討議の後、日本は、文書の内容を明確化することに限ってCCSBT-CCWG/1404/Info01に関する議論に参加するが、日本は、CCSBT-CCWG/1404/Info01のベースとなっているFAOのPSM

協定をまだ締結していないため、この文書を支持するかどうかについては立場を留保すると述べた。

17. 事務局が付属書 A 及び C の様式を CC9 の前にレビューし、現行の様式では曖昧な全ての事項の明確化又は修正を行うことが合意された。

議題項目 4. 科学オブザーバー計画規範の強化

18. 事務局は、CCSBT の科学オブザーバー計画規範 (SOPS) の強化に関するオプションにかかる文書 CCSBT-CCWG/1404/BGD02 を説明した。この文書は、SOPS の目的、目標カバー率の改善、データ収集要件及びデータ提出の 4 分野にかかる SOPS の強化に関する勧告を提示したものである。
19. CCWG は、勧告を検討するとともに、以下の一般的なコメントを行った。

- SOPS の一義的な目的は、SBT 及び生態学的関連種 (ERS) に関する科学的な目的のためにデータ及び情報の質を改善することである。科学オブザーバーデータは CCSBT 保存管理措置の遵守の確認に役立ち得るものであるが、複数のメンバーが、オブザーバーの安全に関わる可能性があることから遵守の確認を SOPS の目的に列記すべきではないと考えたことが留意された。
- ほとんどのメンバーは、オブザーバーカバー率は (少なくとも短期的には) 目標値として維持されるべきであり、目標の不達成は遵守委員会会合において議論されるべき問題であると考えた。
- 現行の SOPS のカバー率は、SBT を主対象とする、又は SBT の混獲が多い全ての船舶から観察された SBT 漁獲量の割合として定義されている。しかしながら、いくつかのメンバーにとっては個々の船舶の SBT 漁獲量よりも漁獲努力量の方が予測しやすいこと、及び管理上の観点から、これらの国では漁獲努力量をベースとするカバー率の方がより適切である可能性があることが留意された。他のいくつかの国においては、漁獲量の方が管理上適切である可能性がある。
- 漁獲量に替えて漁獲努力量をカバー率のベースとすることが適切かどうかを拡大科学委員会 (ESC) が検討することが提案された。当面の間、メンバーは、カバーされた漁獲努力量と SBT 漁獲量の両方のパーセンテージを報告することとなった。また、CCWG は、ESC が「混獲が多い」と判断されるべき SBT の混獲量の水準を定義するための分析を行うよう勧告するとともに、SOPS の規定はその結果に依存することを勧告した。目標オブザーバーカバー率にかかる将来のあらゆる変更は、ESC 及び/又は ERSWG からの勧告に基づいて行われるべき科学的な課題である。ESC 及び ERSWG によって勧告される可能性があるデータ収集要件にかかる変更は、そうしたデータの必要性に基づくべきであり、また、オブザーバーのデータ収集にかかる全体的な作業量を考慮する必要がある。
- 複数のメンバーにとっては、データの機密性のため、科学オブザーバーから得られたファインスケールデータの提出は困難である。

議題項目 5. 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義の策定

20. 作業部会は、全ての死亡要因を含めることの重要性を考慮した「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義を 2014 年までに策定するという拡大委員会からの要請について検討した。また作業部会は、メンバーは、拡大委員会に対する年次報告の中で 2015 年から導入を開始するスケジュールを検討し約束するという拡大委員会からの要請についても検討した。
21. CCWG は、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義の導入に関する幅広い課題及び懸念について詳細に検討した。これらの多くの課題及び懸念は遵守の範囲外であり、TAC の設定等の他のプロセスに影響を及ぼす可能性があるとの指摘がなされた。作業部会の中では、全ての死亡要因を含む「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義について合意に達することができなかった。
22. また、作業部会は、導入に向けたスケジュールについて進捗させることができず、遵守委員会に問題を先送りした。
23. ニュージーランドが、全ての死亡要因を含む「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の定義の採択によって発生する遵守及び導入上の課題に焦点を当てた文書を作成することが合意された。この文書は、次回の遵守委員会の会合文書として、会合の少なくとも 4 週間前までに提供される予定である。

議題項目 6. 遵守計画における 3 年間の行動計画の検討

24. 議長は、現行の 3 年間の遵守行動計画 (CAP) が 2014 年に終了すること、及び CC の将来の作業の付託のために 2015 年から 2017 年の CAP が拡大委員会によって承認される必要があることに言及しつつ、議題項目を紹介した。
25. 議長は、拡大委員会に勧告するための CAP の策定に関して、CC は、CCWG からの CAP 案、無報告死亡量に関する ESC からの評価及び現在進行中の CCSBT パフォーマンスレビューからの勧告を検討することになると述べた。
26. 会合は、SBT 漁業に関する遵守リスクについて検討した。参加者によって特定されたリスクは既存の CAP において特定されているものと類似しているものがあることが留意された。追加的な主なリスク事項は、特に管理方式下での SBT 資源の再建に関わる遊漁及び混獲にかかる情報のギャップ、及びいくつかのメンバーが適切な遵守措置のための予算確保が制限される可能性があるほど厳しい財政上の制約を受けつつあることであった。事務局は、既存の CAP で特定されたリスクとともに、発展途上

国の限界、メンバーの国策及び休会期間中に提示された全ての追加的なリスク等、今回の会合で特定されたリスクを CAP 案に含め、CC9に向けた CAP 案を作成する予定である。

27. 事務局は、CCWG の検討に向けて作成された CAP 案を含む文書 CCSBT-CCWG/1404/05 を説明した。会合は、文書の各事項についてレビューし、別紙 7 のとおり修正版を作成した。事務局は、CC9 に対して、休会期間中に特定された全ての追加的な行動事項とともに、修正版の CAP を提示するよう要請された。

議題項目 7. 3 年間の TAC のブロック間のクォータの繰越しの検討

28. オーストラリアは、3 年間のクォータブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議の修正案を提示した文書 CCSBT-CCWG/1404/06 を説明した。この修正は、3 年間のクォータブロック間での未漁獲量の繰越しを可能にするものである。
29. 会合は、3 年間のクォータブロック間での未漁獲量の繰越しが管理方式の運用に負の影響を及ぼさないという拡大科学委員会（ESC）の確認を条件に、別紙 6 のオーストラリアの修正案に合意した。決議案におけるハイライトされた前文の文言は、この確認がなされた場合にのみ受け入れられる。
30. 事務局長は、3 年間のクォータブロック間での未漁獲量の繰越しが管理方式の運用に負の影響を及ぼすことになるのかどうかを ESC が評価するという要請とともに、決議案を ESC 議長に送ることが合意された。

議題項目 8. その他の事項

31. 事務局長は、グローバル・トラスト・サーティフィケーション社により作成された 2014 年品質保証レビュー（QAR）に関する中間報告を説明した。レビューは、CC9 の前に完了するよう予定通りに進んでいる。
32. オーストラリアは、同国の現地レビューがプロフェッショナルな態度で実施され、現地レビュー中にレビューチームからオーストラリアに提示されたコメントは有益であったと述べた。

議題項目 9. 閉会

9.1. 会合報告書の採択

33. 報告書が採択された。

9.2. 閉会

34. 会合は2014年4月10日午後3:30に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議案
5. CCSBT 寄港国措置決議案
6. 3年間のクォータブロックにおけるみなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議案
7. 3年間（2015-2017年）の遵守行動計画案

参加者リスト
第3回遵守委員会作業部会会合

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email	
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Stan	CROTHERS	Mr		NEW ZEALAND			stancrothers@gmail.com	
MEMBERS								
AUSTRALIA								
Kelly	BUCHANAN	Ms	Director	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 4719	61 2 6272 5089	kelly.buchanan@daff.gov.au
Matthew	DANIEL	Mr	SBT Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5338	61 2 6225 5500	matthew.daniel@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 (0)419 840 299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
FISHING ENTITY OF TAIWAN								
Shiu-Ling	LIN	Ms	Deputy Director	Fisheries Agency	No. 70-1, Sec. 1, Jinshan S. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 3343 6156	886 2 3343 6128	shiuling@ms1.fa.gov.tw
Ho-Hsin	KUNG	Ms	Assistant	Overseas Fisheries Development Council	No. 70-1, Sec. 1, Jinshan S. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 3343 6093	886 2 3343 6128	hohsin@ms1.fa.gov.tw
INDONESIA								
Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	truchimat@yahoo.com
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
	BESWENI	Dr	Deputy Director for Evaluation of Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	besweni06@yahoo.com
Bima Priyo	NUGROHO	Mr	Staff of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, 12th Floor Jakarta Pusat 10110, Indonesia	62 21 35217 81	62 21 35217 81	kln.djpt@yahoo.com

JAPAN

Sayako	TAKEDA	Ms	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	sayako_takeda@nm.maff.go.jp
Yuki	MORITA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	morita_yuuki@nm.maff.go.jp
Masanori	WADA	Mr	Senior Deputy Director	Fishery Division, Economic Affairs Bureau Ministry of Foreign Affairs	2-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8919	81 3 5501 8000 (ext.55 47)	81 3 5501 8332	masanori.wada@mofa.go.jp
Nozomu	MIURA	Mr	Manager	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F 1-1-12 Uchikanda Chiyoda-ku Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	ms-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp

NEW ZEALAND

Dominic	VALLIÈRES	Mr	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4654	N/A	Dominic.Vallieres@mpi.govt.nz
Kate	NEILSON	Ms	Legal Advisor	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18 901, Wellington, New Zealand	64 4 439 8028	N/A	kate.neilson@mfat.govt.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC OF KOREA								
Yong seok	KANG	Mr	Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5330	82 44 200 5349	yskang66@korea.kr
Jong wha	BANG	Mr	Deputy Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5342	82 44 200 5349	bjh125@korea.kr
Young seok	WOO	Mr	Assistant Director	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5343	82 44 200 5349	yswoo@korea.kr
Jung re	KIM	Ms	Advisor	Ministry of Oceans and Fisheries	MOF, Government Bldg. 5, #94, Dasom 2-Ro, Sejong City, Korea	82 44 200 5370	82 44 200 5379	drew1126@naver.com rileykim1126@korea.kr
Sung Il	LEE	Dr	Researcher	National Fisheries Research and Development Institute		82 51 720 2325		k.sungillee@gmail.com
Mi Kyung	LEE	Ms	Researcher	National Fisheries Research and Development Institute		82 51 720 2338		mkleee790505@gmail.com
Hee Won	PARK	Dr	Researcher	National Fisheries Research and Development Institute		82 51 720 2331		heewon81@gmail.com
Zee	KIM	Ms	Advisor	Overseas Fisheries Cooperation Institute	KTGO bldg. level 2 1305 Dunsan 2-Dong, Daejeon, Korea	82 42 482 8404	82 42 482 8406	zeekim@ififc.org
Hyun ai	SHIN	Ms	General Manager	Korea Overseas Fisheries Association		82 2 589 1612		fleur@kosfa.org
Il kang	NA	Mr	Assistant Manager	Korea Overseas Fisheries Association		82 2 589 1614		ikna@kosfa.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Ho jeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association		82 2 589 1613		jackiejin@kosfa.org
Jun su	SONG	Mr	Assistant Manager	SAJO INDUSTRIES CO., LTD		82 2 3277 1655		jssong@sajo.co.kr
Duck lim	KIM	Mr	Asistant Manager	SAJO INDUSTRIES CO., LTD		82 2 3277 1660		14031006@sajo.co.kr
Ji hun	JANG	Mr	Manager	SAJO INDUSTRIES CO., LTD		82 2 3277 1652		skiff@sajo.co.kr
Soung ho	SHIN	Mr	Manager	DONGWON FISHERIES CO., LTD.		82 051 290 0184	82 051 206 2715	gossh@dwsusan.com
Chang soo	KIM	Mr	Associate	DONGWON INDUSTRIES CO., LTD.		82 2 589 4077	82 2 589 4397	chk1015@dongwon.com
Dojin	KWAK	Mr	Asistant director	National Fishery Products Quality Management Service		82 31 929 4796		aqua_flash@korea.kr
Jiae	SON	Ms	Asistant director	National Fishery Products Quality Management Service		82 51 602 6034		sonjie@korea.kr
Hohyun	CHOI	Mr	Editor	National Fishery Products Quality Management Service		82 31 929 9695		hhchoi17@hotmail.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRETERS							
Saemi	BABA	Ms					
Kumi	KOIKE	Ms					
Yoko	YAMAKAGE	Ms					
Sooyoung	KIM	Ms					
Sujung	PARK	Ms					
CCSBT SECRETARIAT							
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary				rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary	PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager				siball@ccsbt.org

第 3 回遵守委員会作業部会会合
2014 年 4 月 7－11 日
韓国、麗水
議題

1. 開会
 - 1.1. 歓迎の辞
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. 会議運営上の説明
2. CCSBT 転載決議改正案の策定
3. 寄港国措置決議案の策定
4. 科学オブザーバー計画規範の強化
5. 「国別配分量に帰属する SBT 漁獲量」の共通の定義の策定
6. 遵守計画における 3 年間の行動計画の検討
7. 3 年間の TAC のブロック間のクォータの繰越しの検討
8. その他の事項
9. 閉会
 - 9.1. 会合報告書の採択
 - 9.2. 閉会

文書リスト
第3回遵守委員会作業部会会合

(CCSBT-CCWG/1404/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Development of a Revised CCSBT Transshipment Resolution
5. (Secretariat) Development of an Updated Three-Year Compliance Action Plan (2015 - 2017)
6. (Australia) Marked up Draft Resolution on Carry-forward of Unfished Annual Total Allowable Catch of Southern Bluefin Tuna

(CCSBT- CCWG/1404/BGD)

1. (Secretariat) Draft CCSBT Port State Measures Resolution (*Previously* **CCSBT-CC/1310/07**)
2. (Secretariat) Options for strengthening the CCSBT's Scientific Observer Program Standards (*Previously* **CCSBT-CC/1310/17**)

(CCSBT-CCWG/1404/Info)

1. (EU) EU comments on draft PSM Resolution (CCSBT-CCWG/1404/BGD01)
2. (EU) SPRFMO PSM CMM
3. (EU) EU considerations on the definition of catches

(CCSBT-CC/1310/Rep)

1. Report of the Twentieth Annual Meeting of the Commission (October 2013)
2. Report of the Eighth Meeting of the Compliance Committee (October 2013)
3. Report of the Eighteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2013)
4. Report of the Tenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (August 2013)
5. Report of the Second Meeting of the Compliance Committee Working Group (May 2013)
6. Report of the Nineteenth Annual Meeting of the Commission (October 2012)
7. Report of the Seventh Meeting of the Compliance Committee (September 2012)

8. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
9. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
10. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議案

みなまぐろ保存委員会 (CCSBT) は、

違法、無規制、無報告 (IUU) 漁業活動が、CCSBTによって採択された保存管理措置の有効性を阻害することから、その根絶の必要性を考慮し、

組織的なまぐろロンダリング活動が行われ、IUU漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されてきたことに、重大な関心を表し、

それゆえに、大型漁船の水揚物の管理を含め、転載行為の監視を確実にするという必要性を意図し、

CCSBT漁獲証明制度 (CDS) の完全性を維持する必要性を考慮し、転載が遵守上のリスクを増している分野の一つであることを認識し、

みなまぐろ (SBT) 資源の科学的評価及び漁獲証明制度と合わせたSBT製品の追跡の改善のため、かかる大型まぐろ漁船からSBTの漁獲データを収集することの必要性を考慮し、

CCSBT条約第 8 条パラグラフ 3 (b) に従い、次のとおり合意した。

セクション 1. 総則

用語

1 bis. この決議の適用上、

(a) 「LSTLV」は、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船をいう。

[(b) 「運搬船」は、LSTLVから転載されるSBTを受けとる全ての船舶であって、コンテナ船を除くものをいう。]

(c) 「冷凍能力」：摂氏-30度以下で500キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。

1. 下記セクション2において概説した冷凍能力を備えたまぐろ漁船（以下「LSTLVs」という。）に関する洋上転載を監視するための計画下にある場合を除き、全てのLSTLVによるSBTの転載活動は、港内で行われなければならない。

2. メンバー及び協力的非加盟国 (CNMs) は、港内においてSBTが転載される際、当該国の旗を掲げるLSTLVsがセクション5に定められた義務を遵守するよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。

セクション 2. SBTの洋上における転載監視計画

3. 委員会は、LSTLVs及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船にのみ適用されるSBTの洋上転載監視のための計画を策定する。委員会は、本決議をレビューし、適当であれば修正を行わなければならない。
4. メンバー及びCNMは、自国LSTLVsの洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。メンバー及び協力的非加盟国が自国LSTLVsによる洋上転載を認める場合には、かかる転載はセクション2、3及び4並びに付属書 I 及び II に定められた手続きに従い実施されなければならない。

セクション 3. SBTの洋上転載を受けとることを認められた船舶の記録

5. 委員会は、LSTLVsからSBTを受けとることを認められた運搬船について、CCSBT記録を創設し、維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、転載活動におけるLSTLVsからのSBTの受けとりを認められていないものとみなされる。メンバー及びCNMは、以下を確保しなければならない。

- a) 他のRFMOにより許可されなかった運搬船に許可を与えないこと
- b) 他のRFMOのIUU船舶リストに掲載されている運搬船に許可を与えないこと

6. メンバー及びCNMは、CCSBT事務局長に対し、可能であれば電子媒体にて、LSTLVsから転載物を受けとることを認められた運搬船のリストを遅滞なく提出しなければならない。各メンバーは、運搬船のリストへのあらゆる追加、削除及び/又はあらゆる改変といった変更が生じた時点で、事務局長に対し、速やかにこれを通知しなければならない。当該リストは以下の情報を含まなければならない。

- 1 船籍
- 2 CCSBT記録番号（該当する場合）
- 3 ロイド/IMOナンバー（該当する場合）
- 4 船名、船舶登録番号
- 5 過去の船名（該当する場合）
- 6 過去の船籍（該当する場合）
- 7 他の登録からの削除の詳細（該当する場合）
- 8 国際信号符字
- 9 船舶の種類、長さ、総トン数 (GT) 及び積載能力
- 10 船主及びオペレーターの氏名及び住所
- 11 転載を許可された期間

8. 事務局長は、CCSBT運搬船記録を維持し、メンバー及びCNMの船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBTウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、当該記録の周知を行うための措置を講じなければならない。

9. メンバー及びCNMにより洋上及び港内転載を認められた運搬船は、*CCSBT漁船監視システムの創設に関する決議（2008年）*を含む全ての適用されるCCSBTの決議及び決定、全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って運用されている漁船監視システム（VMS）を稼働状態で搭載していることが要求されなければならない。

10. 洋上及び港内転載を行うLSTLVsは、*CCSBTの漁船監視システムの開発と導入に関する決議（2006年）*の paragraph 3、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、VMSの搭載と稼働が要求されなければならない。

11. メンバー及びCNMの主権の及ぶ水域におけるLSTLVsによる転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しがLSTLV上に保持され、及びCCSBTオブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

12. メンバー及びCNMは、自国に置籍するLSTLVsが paragraph 13及び29の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

船籍がおかれる国又は漁業主体の許可

13. LSTLVsは、船籍がおかれる国/漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可の原本又は写しがLSTLV上に保持され、及びCCSBTオブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

通知義務

漁船：

14. Paragraph 13の事前許可を受けるにあたり、LSTLVの船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも24時間前に以下の情報を通知しなければならない。

- a) LSTLVの船名及びCCSBT許可船舶リストにおける番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船のCCSBT記録における番号
- c) 転載される製品
- d) 転載される製品のトン数
- e) 転載の日時及び位置
- f) SBT漁獲の地理的位置

15. 当該LSTLVは、旗国である国又は漁業主体、及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船舶リストにおける番号とともに、**付属書 I**に定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。

運搬船：

16. 運搬船の船長は、転載開始前に、当該LSTLVがCCSBTの洋上転載監視計画（**付属書 II** paragraph 14の費用の支払いを含む）に参加しており、paragraph 13の旗国である国又は漁業主体による事前許可を得ていることを確認しなければならない。運搬船の船長は、このような確認なしにいかなる転載も開始してはならない。

17. 運搬船の船長は、CCSBT事務局及びLSTLVの旗国であるメンバー又はCNMに対し、転載終了後24時間以内に、洋上において転載物を受けとることが認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。

18. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの48時間前までに、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を送付しなければならない。

地域オブザーバー計画

19. メンバー及びCNMは、付属書IIのCCSBT地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船にCCSBTオブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBTオブザーバーは、本決議の遵守及び特に転載されたSBTの数量とCCSBT転載申告書に報告された漁獲量が合理的な範囲で一致すること、及び可能であれば漁船のログブックにおける記録及びCDS文書のとおりであることを観察しなければならない。

20. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。

セクション4. 一般条項（全ての転載）

21. 漁獲証明制度（CDS）に関するCCSBTの保存管理措置の有効性を次により確保する。

a) CDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書の確認に際し、LSTLVsの旗国であるメンバー及びCNMは、転載が各LSTLVの報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。

b) LSTLVsの旗国であるメンバー及びCNMは、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚についてCDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。

c) メンバー及びCNMは、LSTLVsの漁獲したSBTがメンバー又はCNMの領域内に輸入される際には、CCSBT許可船リストにある漁船に対して確認された必要なCCSBT CDS文書及びCCSBT転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

22. メンバー及びCNMは、年次会合の4週間前に、各々の年次報告に以下を含めなければならない。

a) 前漁期のSBTの洋上及び港内における転載数量及び割合

b) 前漁期に洋上及び港内転載を行ったCCSBT許可船リストに登録されているLSTLVsのリスト

c) 前漁期にLSTLVsから洋上転載物を受けとった運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

これらの報告書は、拡大委員会及び関連補助機関のレビュー及び検討のために利用可能でなければならない。

23. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及びCNMにより水揚げ又は輸入されるすべてのSBTは、最初の販売がなされるまで、CCSBT転載申告書をともなわなければならない。

[[24. 水揚げされたSBTの漁獲量が関連する転載申告書及びCDS文書において記録された情報と一致するよう確保するため、転載され、メンバー又はCNMにより水揚げ又は輸出された全てのSBTは、運搬船による水揚げ時及び最初の販売の前に、LSTLVsの旗国により指定された公務員又は代理人による物理的な検査を受けなければならない。]]

25. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする遵守委員会会合に対し、本決議の実施に関する報告書を提出しなければならない。

26. この決議は、メンバー及びCNMが、各々の国内法及び国際法に従い、その主権下にある地域に所在する港における権力を行使するための権利を何ら侵害するものではない。

27. これらの条項は、2015年1月1日から効力を有しなければならない。

28. CCSBT15 (2008) で採択された転載決議は、本決議によって破棄される。

29. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT運搬船記録にある転載船におけるICCAT又はIOTCのオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及びCCSBT事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT転載計画に参加していると見なしうる。CCSBT事務局は、ICCAT、IOTC及びWCPFCに提出されたSBTの情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。

セクション5. LSTLV港内転載監視計画

[[2. 港内転載は、当該転載を有効に監視するために漁船の旗国から指名された公務員又は指名された代理人がメンバー又は CNM の港に所在している場合にのみ実施されるものとする。

又は

2. 漁船の旗国は、その漁船がみなみまぐろの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、有効なモニタリングに必要となる関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。船舶が、メンバーの旗を掲げ、また船上にSBTを保持している状態で、メンバーによって指名されていない港への入港を必要としている場合には、旗国であるメンバーは、寄港国及び事務局長に対して入港の意図を通知しなければならない。]]

3. 港内転載は、以下のパラグラフ4から6に定める手続きに従う場合のみ実施されるものとする。

通知義務

4. 漁船：

[[4.1. LSTLVの船長は、転載開始の少なくとも48時間前までに、又は港までの時間距離が48時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しな

なければならない。後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。]]

- a) LSTLVの船名及びCCSBT許可船記録における番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることが認められた運搬船のCCSBT記録における番号
- c) 転載される製品
- d) 転載される製品のトン数
- e) 転載の日時及び位置
- f) SBT漁業の主要な漁場

4.2. LSTLVの船長は、転載時、その旗国又は漁業主体に対して以下を情報提供しなければならない。

- a) 製品及び数量
- b) 転載の日時及び場所
- c) 受けとる運搬船の船名、登録番号及び船籍、及び洋上で転載物を受けとることが認められた運搬船のCCSBT記録における番号
- d) SBT漁獲の地理的位置

4.3. 当該LSTLVの船長は、旗国又は漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船リストにおける番号とともに、付属書Iに定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない¹。

5. 運搬船：

5.1. 運搬船の船長は、[[寄港国]]の当局に対し、運搬船に転載予定のSBTの数量について、転載開始の24時間前より以前に情報提供しなければならない。

5.2. 運搬船の船長は、転載終了から24時間以内にCCSBT転載申告書を作成し、[[寄港国]]の当局、LSTLVの旗国であるメンバー/CNM、及びCCSBT事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。

5.3. 運搬船の船長は、SBTを含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載されたSBTの陸揚げの少なくとも48時間前までに、パラグラフ5.2にいうCCSBT転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。

寄港国及び陸揚げ国の協力

6. 上述のパラグラフにいう寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLVの旗国であるメンバー又はCNMの作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない。

¹ SBTが運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLVは、SBTが固定冷凍施設に移送された日から15日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。

付属書I-CCSBT転載申告書

運搬船	漁船
船名及びコールサイン:	船名及びコールサイン:
国籍:	国籍:
船籍がおかれる国/漁業主体 許可番号:	船籍がおかれる国/漁業主体 許可番号:
登録番号(該当する場合):	登録番号(該当する場合):
CCSBT登録番号(該当する場合):	CCSBT登録番号(該当する場合):

出港 日 月 時 || 年 代理店名: LSTLV船長の氏名: 運搬船船長の氏名:
 寄港 自 署名: 署名: 署名:
 転載 至

重量はキログラム又は単位(例 箱、カゴ)を使用しこの単位のキログラムで水揚重量を表示する: |__| キログラム

転載場所

種	港			洋上	製品のタイプ									
					丸	えらは ら抜き	ドレス	フィレ						

転載が洋上でなされた場合、CCSBT オブザーバーの氏名及び署名:

付属書 II-CCSBT地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及びCNMは、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBTオブザーバーの配乗を要求しなければならない。
2. 運搬船が SBT の転載を行う予定の航海に出航する概ね 15 日から 2 ヶ月前までの間に、旗国又は漁業主体は、CCSBT 事務局に対し、CCSBT オブザーバー配乗要請を作成し、送付しなければならない。
3. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍するLSTLVsから洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

オブザーバーの指名

4. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、次の適性を有しなければならない。
 - a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験
 - b) CCSBT保存管理措置に関する十分な知識
 - c) 正確に情報を観察及び記録する能力
 - d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識

オブザーバーの義務

5. オブザーバーは、次を満たさなければならない。
 - a) CCSBTが定めるガイドライン又はパラグラフ4 (a) から (c) について訓練を受けたオブザーバーであることを条件に、IOTC又はICCATの設定したガイドラインが求める技術訓練を修了すること
 - b) 可能であれば、運搬船の船籍がおかれる国又は漁業主体の国民でないこと
 - c) 下記の6. に定められた業務を実行する能力があること
 - d) 委員会事務局が維持するオブザーバーリストに含まれること
 - e) LSTLVの乗組員ではない又はLSTLV会社の雇用者ではないこと

6. オブザーバーの任務は、特に次を行わなければならない。

- a) 転載の前及びその間、運搬船に転載しようとする漁船において、次を行う。
 - i) SBTを漁獲するための漁船としての許可又は許可証の正当性の点検
 - ii) 船上の漁獲物の総量及び運搬船に移される量の点検と観察
 - iii) VMSの動作の確認及び航海日誌の検査
 - iv) 船上の漁獲物が他の船舶から移されたものであるのか否かの確認及びそのような移動に関する文書の点検
 - v) 漁船が関与する違反の兆候が見られる場合、運搬船船長に対し、かかる違反を直ちに報告する
 - vi) 漁船における業務の結果をオブザーバー報告書として報告する
- b) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視する。オブザーバーは、特に次を行わなければならない。
 - i. 行われる転載活動についての記録と報告
 - ii. 転載に従事した時の船舶の位置の確認
 - iii. 転載された製品の観察及び推定
 - iv. 関係LSTLVの船名及びそのCCSBT許可船リスト番号の確認及び記録
 - v. 転載申告書のデータの確認
 - vi. 転載申告書のデータの証明
 - vii. 転載申告書への副署
- c) 運搬船の転載活動の日別報告を発出する
- d) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する
- e) 観察期間の最終日から20日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する
- f) 委員会が定めるその他職務の遂行

7. オブザーバーは、LSTLVs及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない。

8. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する船籍がおかれる旗国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。

9. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画の Paragraph 10 に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

運搬船の船籍がおかれる国又は漁業主体の義務

10. 運搬船とその船長が籍をおく旗国又は漁業主体のオブザーバーに関する責任は、特に次を含むものでなければならない。

- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない。
- b) また、オブザーバーは、Paragraph 6 に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない。
 - i) 衛星航行機器
 - ii) 使用されている場合、レーダー表示スクリーン
 - iii) 通信のための電子手段
- c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備提供を受けなければならない。
- d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない。
- e) 船籍がおかれる旗国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。

11. 事務局長は、転載を受けた運搬船の旗国又は漁業主体及びLSTLVの旗国であるメンバー又はCNMに対し、全ての該当する機密保持要件に一致する方法で、遵守委員会会合の4ヶ月前までに、全ての利用可能な未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

転載の間におけるLSTLVの義務

12. オブザーバーは、天候及び海況をふまえ、オブザーバーの安全が十分に確保されうる場合、漁船への訪問が認められなければならない、Paragraph 6 に定められる業務を実行するために必要とされる船舶の職員及び場所へのアクセスが許されなければならない。

13. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

オブザーバーにかかる費用

14. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望むLSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT事務局の特別口座に支払われ、事務局長が計画実施のため口座を管理しなければならない。

15. パラグラフ14に求められた費用の支払いなしに、LSTLVは洋上転載計画に参加することはできない。

CCSBT 寄港国措置決議案

みなみまぐろの保存に関する拡大委員会（CCSBT）は、

みなみまぐろ（SBT）の違法、無報告及び無規制な取引によるリスクを認識し、

みなみまぐろの持続的利用及び長期的な保存を促進するための効果的な措置の採択に関する寄港国の役割を認識し、

違法、無報告、無規制漁業と闘うための措置が旗国の第一義的な責任において構築され、また、寄港国措置、沿岸国措置、市場関連措置及び国家が違法、無報告、無規制漁業について支援もしくは関与することのないよう確保するための措置といった国際法に基づくあらゆる実行可能な措置を用いるべきであることを認識し、

寄港国措置が、違法、無報告、無規制漁業を防止、抑止及び根絶するための強力かつ費用対効果が高い手段であることを認識し、

2009年11月22日に、ローマにおいて、違法、無報告及び無規制漁業の防止、抑止及び根絶のための寄港国措置に関するFAO協定がなされたこと、また、その措置の重複や矛盾を避ける必要があることを認識し、

みなみまぐろの輸入を管理するためのCCSBT漁獲証明制度における義務を想起し、

この決議が、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）が国際法に従ってその主権下にある地域に所在する港における権力を行使するための権利を何ら侵害するものではないことに留意し、

1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約（条約）の関連規定を想起し、

1995年12月4日の「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（UNIA）」、1993年11月24日の「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定」及び1995年のFAO「責任ある漁業のための行動規範」を想起し、

発展途上国、特に発展途上の島嶼国が寄港国措置を採択し実施するための支援の必要性を認識し、

CCSBTは、条約第8条に従い、次の決議を採択する。

次のとおり合意する。

1. 総則

用語

1.1. この決議の目的に関して、

- (a) 「保存管理措置」とは、海洋生物資源を保存及び管理するための CCSBT の措置であって、国際法の関連規則に則して採択及び適用されるものをいう。
- (b) 「事務局長」とは、CCSBT の事務局長をいう。
- (c) 「漁業」とは、みなみまぐろを探索し、誘引し、漁具を設置し、捕獲し、採捕又は収穫すること又はみなみまぐろを誘引し、漁具を設置し、捕獲し、採捕又は収穫する結果になると合理的に予想し得る全ての活動をいう。
- (d) 「漁業関連活動」とは、みなみまぐろの漁獲にかかる支援又は準備に関する全ての作業（港で以前に陸揚げされていないみなみまぐろの陸揚げ、梱包、加工、転載又は運搬、及び海上での人員、燃料、漁具及びその他補給品の供給を含む）をいう。
- (e) 「違法、無報告及び無規制（IUU）漁業」とは、2001年のFAO「違法、無報告及び無規制漁業の防止、抑止、根絶のための国際行動計画」パラグラフ3に明記された活動、及びSBTの保存及び実施中のCCSBTの措置の有効性を低下させうる全ての漁業活動をいい、以下「IUU漁業」という。
- (f) 「港」とは、陸揚げ、転載、加工、給油又は補給のための沖合のターミナル及びその他設備又は指定された地域をいう。
- (g) 「みなみまぐろ」とは、加工されているかどうかに関わらず、魚種 *Thunnus maccoyii* のことをいう。
- (h) 「船舶」とは、漁獲又は漁業関連活動に使用される、又は使用するための装備が整った、又は使用される予定である全ての船舶及びボートをいう。
- (i) メンバーとは、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）のことをいう。

目的

この決議の目的は、みなみまぐろの長期的な保存管理を確保するための有効な寄港国措置の導入を通じ、SBTにかかる違法、無報告及び無規制漁業及び関連する取引を防止することである。

適用

- 1.2. 寄港国である各メンバーは、寄港国としての立場において、その港への入港を希望している又は入港している ~~[[、CCSBT の適切な手続きに従って、運搬している SBT 又はこの魚種から製造した製品について、以前に陸揚げ、又は港内若しくは洋上転載を行ったことがなく、]]~~ その旗を掲げる資格のない船舶に関して、この決議を適用するものとする。ただし、以下の場合を除く。
 - (a) 自給自足のための沿岸零細漁業であって、寄港国及び旗国が協力し、これらの漁船が IUU 漁業に関与及び/又は支援することのないよう確保している近隣諸国の船舶
 - (b) ~~[[魚 SBT を運搬しない、又は以前に検査又は陸揚げされた魚 SBT のみを運搬するコンテナ船であって、当該船舶が IUU 漁業に関連する活動に関与していたことを疑う明確な根拠がない船舶]]~~
- 1.3. 寄港国であるメンバーは、寄港国としての立場において、当該国により用船され、専ら当該国の管轄水域でのみ漁獲し、その権限下でのみ操業を行う船舶に対しては、この決議を適用しないことができる。これらの船舶は、寄港国であるメンバーによる措置について、当該国の旗を掲げている船舶に対する措置と同程度の措置の対象となるものとする。
- 1.4. この決議は、公平、透明、非差別的及び国際法に調和して適用されなければならない。
- 1.5. 寄港国であるメンバーは、CCSBT の非協力的非加盟国を含むその他全ての主体がこの規定に調和した措置を適用するよう奨励するものとする。

協力及び情報交換

- 1.6. この決議の効果的な実施の促進及び適切な機密性要件への配慮のため、寄港国であるメンバーは、他のメンバーと協力及び情報交換を行うものとする。

連絡窓口

- 1.7. 寄港国である各メンバーは、本決議のパラグラフ 2.1 及び 2.7 に基づく通知及びパラグラフ 4.6 に基づく検査報告書の受領のための連絡窓口を指定するものとする。寄港国であるメンバーは、事務局長に対し、本決議の発効後 30 日以内に、連絡窓口担当者の氏名及び連絡先を通知するものとする。これにかかるいかなる変更についても、その変更が発効する少なくとも 14 日前までに、事務局長に対して通知されなければならない。事務局長は、こうした全ての変更について、遅滞なくメンバーに通知するものとする。

- 1.8. 事務局長は、メンバーから提出されたリストに基づき、連絡窓口にかかる記録を設立し、維持するものとする。記録及び修正については、CCSBT のウェブサイトにおいて遅滞なく公表されるものとする。

2. 入港

港の指定

- 2.1. 寄港国である各メンバーは、この決議に従って船舶が入港を要請することができる港を指定し、公表するものとする。寄港国である各メンバーは、指定港のリストを事務局長に提供するものとし、事務局長は、CCSBT のウェブサイトを通じてこれを公表するものとする。メンバーの旗を掲げかつ SBT を船上に保持している船舶がメンバーによって指定されていない港への入港を希望している場合、旗国であるメンバーは、寄港国及び事務局長に対し、入港の意図を通知するものとする。
- 2.2. 寄港国である各メンバーは、パラグラフ 2.1 により指定及び公表された全ての港について、できる限り、この決議に従って検査を行うための十分な能力を有するよう確保するものとする。

港へのアクセスに関する事前要請

- 2.3. 寄港国である各メンバーは、最低要件として、船舶の入港許可の前に、付属書 A で提示された情報を提供するように求めるものとする。また、寄港国である各メンバーは、その国内法の範囲内で、当該船舶が IUU 漁業又は関連活動に関与していたかどうかを判断するため、必要となる追加情報を要請することができる。
- 2.4. 寄港国である各メンバーは、必要な情報を **[[十分に]]** 検討するために **適切な時間を寄港国が確保できるようにするため、パラグラフ 2.3 にいう情報が、港への推定到着時間より 48 時間前に [[、又は港への時間距離が 48 時間以内である場合には漁業操業の終了後直ちに事前]]** 提供されるよう求めるものとする。
- 2.5. パラグラフ 2.3 に従って要求した関連情報、及び入港を要請した船舶がみなみまぐろの IUU 漁業又はそうした漁業を支援する活動に従事していたかどうかを判断することを求められるような情報を受領した場合、寄港国である各メンバーは、当該船舶の入港を許可するか、又は拒否するかを決定するものとし、この決定について当該船舶又はその代表者に通知するものとする。
- 2.6. 入港が許可された場合、船長又は当該船舶の代表者は、寄港国であるメンバーの所管当局からの要請に応じ、入港許可を提示しなければならない。
- 2.7. この決議により入港が拒否された場合、寄港国である各メンバーは、パラグラフ 2.5 に基づき行った決定を当該船舶の旗国及び事務局長に通知するものとし、事務局長は、これをその他のメンバーに通知するものとする。
- 2.8. 寄港国であるメンバーが、入港を希望している船舶がみなみまぐろの IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動に従事していたことにかかる十分な証拠を有し

ている場合（CCSBTのIUU船舶リストへの掲載を含む）、パラグラフ2.5に関わらず、寄港国であるメンバーは当該船舶の入港を拒否するものとする。

2.9. 寄港国であるメンバーは、検査、及びIUU漁業及びそのような漁業を支援する漁業関連活動を防止、抑止及び根絶するための入港拒否と同程度の国際法に適合したその他の適切な行動を行うことを目的とする場合に限り、パラグラフ2.7及び2.8に関わらず、これらのパラグラフにいう船舶の入港を許可することができる。この場合、寄港国であるメンバーは、事務局長に対し、入港許可の理由及びこのパラグラフに従ってとられた行動について通知するものとする。

2.10. パラグラフ2.8及び2.9にいう船舶が港内にある場合、それがどのような理由であっても、寄港国であるメンバーは、当該船舶による陸揚げ、転載、梱包又は魚の加工、又は給油及び補給、整備及びドックといったその他のサービスのための港の利用を拒否するものとする。こうした場合においては、パラグラフ3.2及び3.3を準用するものとする。こうした港の使用の拒否については、国際法に準拠するものとする。

不可抗力又は遭難

2.11. この決議は、不可抗力又は遭難を理由とする国際法に従った船舶の入港を妨げるものではなく、又は危険又は遭難に陥った人、船舶又は航空機に寄港国が援助を与える目的に限り入港を許可することを妨げない。

3. 港の利用

港の利用

3.1. 船舶が港の一つに入港した際、以下のような場合には、寄港国であるメンバーは、その法及び規則及び国際法に準拠して、以前に水揚げされていないみないまぐろの陸揚げ、転載、梱包又は加工、又は給油及び補給、整備及びドックといったその他のサービスのための当該船舶による港の利用を拒否するものとする。

- (a) 寄港国であるメンバーが、当該船舶がその旗国から漁業又は漁業関連活動に関与するための有効かつ適切な許可を得ていないことを発見した場合
- (b) 寄港国であるメンバーが、当該船舶が沿岸国の管轄水域内において漁業又は漁業関連活動を行うために必要な有効かつ適切な許可を沿岸国から得ていないことを発見した場合
- (c) 寄港国であるメンバーが、当該船舶が許可船舶の記録の設立に関する決議に含まれる定義に基づく現行のCCSBT許可船舶（漁船）記録又はCCSBT許可船舶（運搬船）記録に含まれていないことを発見した場合
- (d) 寄港国であるメンバーが、積載されているみなみまぐろがCCSBTの適切な要件

に違反して漁獲されたものであるとする明確な証拠を得た場合

- (e) 積載されているみなみまぐろが漁獲証明制度といった CCSBT の適切な要件に従って漁獲されたものであることについて、旗国が寄港国の要請に対して合理的な期間内に確認しなかった場合
- (f) 寄港国であるメンバーが、当該船舶がみなみまぐろの IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動（パラグラフ 2.8 にいう船舶の支援を含む）に関与したことを確信するに足る合理的な根拠を有している場合。ただし、当該船舶が以下を証明できる場合を除く。
 - (i) 関連する保存管理措置に準拠した行動であったこと
 - (ii) 海上で人員、燃料、漁具及びその他補給品の供給を受けたが、当該船舶が供給を受けた時点が、パラグラフ 2.8 にいう船舶が供給を受けた時点とは異なること

3.2. パラグラフ 3.1 に関わらず、寄港国であるメンバーは、乗組員の安全又は健康又は船舶の安全のために必要不可欠なサービスであって、その必要性が十分に認められる場合には、当該パラグラフにいう船舶がこれを利用することを拒否してはならない。

3.3. 寄港国であるメンバーがその港の利用を拒否した場合、寄港国は、当該船舶の旗国及び事務局長に対して、その決定を速やかに通知するものとする。事務局長は、このことについて、他のメンバーに通知するものとする。

3.4. 寄港国であるメンバーは、港の使用拒否が不適切又は誤りであること又はそのようにする根拠が最早妥当ではないことを示す十分な証拠がある場合に限り、パラグラフ 3.1 に基づく当該船舶の入港拒否を取り下げるものとする。

3.5. 寄港国であるメンバーがパラグラフ 3.4 に基づきその入港拒否を取り下げた場合、寄港国は、パラグラフ 3.3 に基づき通知を行った者に対して速やかにその旨通知するものとする。

4. 検査及びフォローアップ

検査の水準及び優先度

- 4.1. 寄港国である各メンバーは、この決議の目的を達成するために十分な毎年の検査水準に達するよう、その港において、毎年、[[最低でも 5%の]]船舶を検査するものとする。
- 4.2. 検査を行う船舶の決定に関して、寄港国であるメンバーは、以下を優先するものとする。
 - (a) 以前に検査が行われていない船舶に積載されている SBT
 - (b) 特に検査を行うべき船舶として他のメンバー又は関連する地域漁業管理機関から要請されている船舶であって、こうした要請が問題の船舶による IUU 漁業にかかる証拠により支持されている船舶、及び当該船舶が IUU 漁業に関与したと疑うに足る明確な根拠がある船舶
 - (c) パラグラフ 2.3 が求める完全な情報が入手できなかった船舶
 - (d) 本決議又は他の RFMO の規定により入港又は港の利用を拒否されている船舶

検査の実施

- 4.3. 寄港国である各メンバーは、最低要件として付属書 B に記載された機能について、その検査官が実行することを確保するものとする。
- 4.4. 寄港国である各メンバーは、その港における検査において以下を実行するものとする。
 - (a) この目的のために許可された適切な資格を有する検査官により検査が実施されるよう確保すること
 - (b) 検査の前に、検査官が、船長に対して検査官としての身分を証明する適切な文書を提示するよう確保すること
 - (c) 検査官が、船上の魚、漁網及び他の全ての漁具、装備、及び関連する保存管理措置の遵守を確認するための関連する船上の全ての文書若しくは記録など、船舶の全ての関連部分を検査するよう確保すること
 - (d) 船長に対し、全ての必要な援助及び情報の検査官への供与、及び要求された関連資料や文書、又はそれらの写しの提示を要求すること
 - (e) 船舶への干渉及び不自由を最小化するよう、船上への検査官の不必要な滞在といった過度の遅延を避けるとともに、船上の魚の品質への悪影響を与えるような行動を避けるよう、可能な限り努力すること
 - (f) 船舶の船長又は幹部乗組員との意思疎通を図るため、必要かつ可能な場合に検査官は通訳を同伴するなど、可能な限りの努力を行うこと

- (g) 検査は公平、透明かつ差別的でない態度で行われ、どのような船舶に対してもハラスメントとなることがないように確保すること
- (h) 国際法に従い船長が旗国の当局と連絡をとることを妨げないこと

検査結果

4.5. 寄港国であるメンバーは、最低要件として、各検査の結果の報告書を記載する際に、最低要件として付属書 C に明記された情報を含めることとする。

検査結果の通知

4.6 寄港国である各メンバーは、検査を受けた船舶の旗国に対して各検査の結果を時機を逸せず通知するものとし、必要に応じて、以下のような関連する寄港国であるメンバー及び国に通知するものとする。

- (a) 検査を通じて、その管轄水域内において IUU 漁業及びそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与した船舶であることの証拠が得られた国
- (b) 関連する地域漁業管理機関

4.7 寄港国であるメンバーは、四半期ごとに、各検査結果を事務局長に通知するものとする。

検査後の寄港国の行動

4.8. 検査後、当該船舶が IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与したと確信するに足る明確な根拠があった場合には、検査を行った寄港国であるメンバーは、以下の措置をとるものとする。

- (a) 検査報告において違反事項を記録すること
- (b) 当該船舶の旗国、他のメンバー、また必要に応じ、かつ可能な限り、関連する沿岸国及び地域漁業管理機関に対して速やかに通知すること
- (c) 当該船舶による以前に陸揚げがされていない魚の陸揚げ、転載、梱包又は加工又は給油及び補給、整備及びドックといったその他のサービスのための港の利用にかかる活動がまだ行われていない場合には、この決議に基づきこれを拒否すること
- (d) 実施可能な範囲で、違反事項に関連する証拠の保全を確保すること。

4.9 この決議は、寄港国であるメンバーが、パラグラフ 4.8 の規定に加えて、旗国が強く要請した又は同意した措置を含む国際法に準拠した措置をとることを妨げない。

5. 旗国の任務

旗国の任務

- 5.1. 寄港国である各メンバーは、当該国の旗を掲げる資格を有する船舶に対し、この決議に従って実施される検査に関して寄港国に協力するよう求めなければならない。
- 5.2. メンバーが、当該国の旗を掲げる資格を有する船舶がみなみまぐろの IUU 漁業またはそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与したと確信するに足る明確な証拠を有しており、かつ当該船舶が他のメンバーの港への入港を希望している又は入港している場合、必要に応じて、当該メンバーに対し、この決議に従って当該船舶を検査する又はその他の措置をとるよう要請するものとする。
- 5.3. 寄港国による検査後、旗国であるメンバーが、当該国の旗を掲げる資格を有する船舶が IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与したと確信するに足る明確な証拠を示す検査報告書を受領した場合、旗国は速やかかつ十分に当該事案を調査し、また、十分な証拠に基づき、当該国の法律に基づき遅滞なく取締り行動を行うとともに、かかる行動の結果を事務局長に通知するものとする。
- 5.4. 各メンバーは、旗国としての能力の範囲内において、IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与したと判断され、この決議の下に寄港国措置がとられた結果として、当該国の旗を掲げる資格を有する船舶に対して実施された行動について、他のメンバーに報告するものとする。
- 5.5. 各メンバーは、当該国の旗を掲げている船舶に適用された措置が、IUU 漁業の防止、抑止及び根絶に関して、少なくともパラグラフ 1.2 にいう船舶に適用される措置と同程度の効果を有することを確保するものとする。

6. モニタリング、レビュー及び評価

レビューの実施

- 6.1. 遵守委員会は、全ての実施上の課題、強み及び弱点を特定し、またこの決議を改善するためのオプション及び拡大委員会会合における支援の手続きを勧告するため、この決議の実施から1年後に、この決議をレビューするものとする。
- 6.2. 事務局長は、検査の情報を電子的なデータベースに蓄積するものとする。事務局長は、データベースの生データの機密性保持を確保するとともに、全てのメンバーに対し、当該国が実施した検査に関する生データを提供するものとする。ある拡大委員会のメンバーが、他の拡大委員会のメンバーの検査記録に関する情報の提供を要請した場合には、事務局長は、後者の同意がある場合のみ、当該情報を提供することができる。
- 6.3. 事務局長は、収集した検査情報について、毎年、前年7月1日－12月31日の期間分を6月1日までに、及び当年の1月1日－6月30日の期間分を12月1日までに拡大委員会に報告するとともに、全ての拡大委員会のメンバーに回章するものとする。メンバーから提供される情報に含まれるべき報告事項は付属書Dの規定のとおりである。事務局長は、拡大委員会の各メンバーから指定された当局に対してのみ、電子的な報告書の写しを提供するものとする。
- 6.4. 事務局長は、科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関からの要請に応じ、拡大委員会の承認の下、パラグラフ6.3の規定よりもより高頻度又はより詳細なレベルで収集された検査データを提供するものとする。
- 6.5. 事務局長は、パラグラフ6.2により提供されたデータを分析し、確認された全ての相違点について、関連するメンバーに通知するものとする。

7. 発展途上国のメンバーにかかる要件

- 7.1. メンバーは、この決議の実施に関する発展途上国のメンバーにかかる特別な要件を評価するよう奨励される。

8. 総則

- 8.1. この決議は、国際法に基づくメンバーの権利、管轄権及び義務を何ら妨げない。特に、拡大委員会のメンバー又は CNM の当局による、各々の港における国際法に基づく権限の行使に何ら影響を与えるものではない。
- 8.2. この決議は、国際海事機関及びその他の国際的な手段を通じて設立されたものを含む適切な国際的ルール及び規範を考慮し、国際法に準拠して解釈及び適用されるものとする。
- 8.3. メンバーは、この決議に従って負っている義務を誠実に履行するとともに、権利の濫用となることのないように権利を行使するものとする。
- 8.4. メンバーは、協力の促進、情報の共有、検査方針及び CCSBT 措置の遵守を促進するための方法論に関する各締約国の検査官の訓練を意図した検査官の交換プログラムを可能とする二国間の合意／協定を締結することが奨励される。
- 8.5. 各メンバーは、その国内法令に従い、適切な合意又は協定に基づき、船舶の検査の観察又は検査への参画のために、当該船舶の旗国の公務員を招聘することができる。旗国は、寄港国の検査官からの違反報告について、当該国の検査官からの報告に基づく場合と同様に、国内法に基づいて検討し、行動するものとする。メンバーは、この決議において規定された検査報告書から提起された裁判又はその他の手続きを促進するため、国内法に基づき、これに協力するものとする。
- 8.6. この決議は、[[2016]]年1月1日に発効するものとする。

船舶の入港要請により事前に提供されるべき情報

1. 対象とする寄港港					
2. 寄港国					
3. 到着予定日時					
4. 目的					
5. 直前の寄港港及び寄港日					
6. 船名					
7. 旗国					
8. 船の型式					
9. 国際信号符字 (コールサイン)					
10. 船舶連絡先					
11. 船主名					
12. ID登録番号					
13. ロイド/IMO 船舶ID (もしあれば)					
14. 外部標識 (もしあれば) ¹					
15. RFMO ID (もしあれば)					
16. VMS ない ある: 国 ある: RFMO タイプ²:					
17. 船舶の寸法		船の長さ及び幅			喫水
18. 船長の氏名及び国籍					
19. 関連する漁業許可					
確認者 ³	発行者	効力 ⁴	操業海域	魚種(FAO 3-Alpha コード)	漁具
20. 関連する転載許可					

¹ 「外部標識 (もしあれば) 」に関する説明が必要

² 事項番号 16 に関する説明が必要

³ 「確認者」の説明が必要

⁴ 「効力」の説明が必要

確認者 ⁵		発行者		効力 ⁶				
確認者 ⁵		発行者		効力 ⁶				
21. 供給船舶に関する転載情報								
日時	位置	船名	旗国	ID 番号	魚種 (FAO 3- Alpha コ ード)	製品タイプ	漁獲海域	数量 (Kg)
22. みなみまぐる積載量						23. SBT to be off loaded		
魚種 (FAO 3-Alpha コ ード)	製品タイプ	漁獲海域	数量 (Kg)			SBT 荷下り量 数量 (Kg)		

⁵ 「確認者」の説明が必要

⁶ 「効力」の説明が必要

寄港国検査手続き

検査官は、以下を実施するものとする。

- a) 検査の開始前に、検査チームは、船長に対して身分を明らかにしなければならない。この身分証明は、寄港国が発行した漁業検査官証の提示により行われなければならない。
- b) 寄港国の検査チームがボートを使用して検査を実施する場合、官用であることを十分に明らかにするとともに、検査を受ける船舶からよく見えるように漁業検査の旗を掲げなければならない。
- c) 必要に応じ、旗国との適切な連絡又は船舶の国際的な記録を通じて、船上の船舶の証明書類及び船主に関する情報が真実で、完全かつ正確かを可能な限り検証する。
- d) 船舶の旗及び標識（例えば船名、登録番号、IMO 船舶番号、国際信号符字及びその他の標識、主要な寸法）が書類上の情報に合致しているかを検証する。
- e) 漁業及び漁業関連活動に関する許可が真実で、完全かつ正確であり、付属書 A に従って提供された情報に合致しているかを可能な限り検証する。
- f) 船上に保持されている全ての関連書類及び記録（旗国又は関連する地域漁業管理機関から得た電子形式の VMS データを含む）を可能な限りレビューする。関連書類には、操業日誌、漁獲、転載及び取引文書、乗組員名簿、積み込み計画、図面、保持している魚の種類及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約により求められている文書を含む。
- g) 関連する全ての船上の漁具（全ての見えない所に収納されている漁具、関連する機器を含む）を可能な限り調査する。また、それらが許可の条件に合致しているかを可能な限り検証する。
- h) 船上のみなみまぐろが適正な許可の下に漁獲されたものかどうかを可能な限り検証する。
- i) SBT の量を測定するため、漁獲物を調査する。その際、検査官は、魚が事前に梱包されている場合にはコンテナを開けることができるとともに、魚倉の整合性を確認するために漁獲物又はコンテナを移動することができる。そうした検査には、製品の種類の調査及び名目重量の決定を含むことができる。
- j) 当該船舶が違法、無報告、無規制漁業又は漁業関連活動に関与していたと確信するに足る明確な証拠があるかどうかを評価する。

- k) 必要に応じて、保存及び実施中の CCSBT の措置の有効性を低下させる全ての行動を証明する上述の証拠を正式に収集する。この証拠の収集は、船舶の船長又は船長の代理の者によって使用された又は所持されている全ての漁具、機器又は文書の差押えを通じて実施される場合がある。

- l) 当該船舶の船長への検査の結果（とり得る措置を含む）を含む、検査官及び船長が署名した検査報告書の写しを提供する。報告書における船長の署名は、報告書の写しの受領の承認としてのみ機能するものとする。船長は、報告書へのコメント又は異議を加え、また、特に船長が報告書の内容の理解に関して深刻な困難がある場合は、必要に応じて、旗国の関連する当局に連絡する機会が与えられなければならない。報告書の写しは、船舶から離れる前に船長に提供されなければならない。

- m) 必要かつ可能な場合は、関連文書の翻訳を手配する。

検査結果報告書

1. 検査報告書番号		2. 寄港国	
3. 検査当局			
4. 主任検査官の氏名		ID	
5. 検査港			
6. 検査開始日時	YYYY	MM	DD HH
7. 検査終了日時	YYYY	MM	DD HH
8. 事前通知の受領	あり		なし
9. 目的	LAN TRX		PRO OTH (specify)
10. 直近に寄港した港、国及び日付	YYYY	MM	DD
11. 船名			
12. 旗国			
13. 船の型式			
14. 国際信号符字 (コールサイン)			
15. 登録 ID 証明書			
16. ロイド/IMO 船舶番号 (もしあれば)			
17. 外部 ID (もしあれば)			
18. 船籍港			
19. 船主			
20. 船舶受益権所有者 (もしわかれば、及び船主と異なる場合)			
21. 操業者 (船主と異なる場合)			
22. 船長の氏名及び国籍			
23. 漁労長の氏名及び国籍			

24. 船舶の代理人						
25. VMS		なし あり: 国			あり: RFMOs タイプ: ¹	
26. CCSBT 許可船舶名簿						
CCSBT 登録番号						
27. 関連する漁業許可						
確認者		発行者		効力 ²		漁獲海域
						魚種 (FAO 3-Alpha コード)
						漁具
28. 関連する転載許可						
確認者 ³			発行者		効力 ⁴	
確認者			発行者		効力	
29. 供給船舶に関する転載情報						
船名	旗国	ID 番号	魚種 (FAO 3-Alpha コード)	製品タイプ	漁獲海域	数量 (Kg)
30. 荷下ろしされた漁獲物の推定 (数量)						
魚種 (FAO 3-Alpha コード)	製品タイプ	漁獲海域	申告数量(Kg)	荷下ろしされ た数量(Kg)	申告数量と確定数量 の差違 (もしあれ ば) (Kg)	
31. 船上に保持された漁獲物 (数量)						
魚種 (FAO 3-Alpha コード)	製品タイプ	漁獲海域	申告数量(Kg)	保持数量(Kg)	申告数量と確定数量 の差違 (もしあれ ば) (Kg)	
32. 操業日誌及びそ の他文書の検査	Yes	No	コメント			
33. CCSBT 漁獲量 名声度の遵守	Yes	No	コメント			
34. 使用された漁具 のタイプ						
35. 付属書 B パラ グラフ e)に基づき 検査された漁具	Yes	No	コメント			

¹ 事項 25 に関する説明文が必要

² 「確認者」「発行者」「効力」の注釈が必要

³ 「確認者」の注釈が必要

⁴ 「効力」の注釈が必要

36. 検査官による所見⁵

37. 関連する法律文書に明記されている明白な違反

38. 船長のコメント

39. とられた措置⁶

40. 船長の署名及び日時

41. 検査官の署名及び日時

⁵ 「検査官による所見」にかかる注釈が必要

⁶ 「とられた措置」に関する注釈が必要

事務局長に対するメンバーの報告

この決議の実施に関してメンバーから提供されることとなる情報は以下のとおり。

- メンバーの港への寄港を要請した、みなみまぐろを運搬している船舶数
- この決議に基づく船舶の寄港拒否件数
- みなみまぐろを運搬している船舶の検査件数
- 検査の過程で検知された違反件数

この情報は、前年 7 月 31 日－12 月 31 日の期間については 5 月 1 日までに、当年 1 月 1 日－6 月 20 日の期間については 11 月 1 日までに提出されるものとする。

みなみまぐろの年間総漁獲可能量の未漁獲量の限定的繰越しに関する決議案

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

2011年第18回年次会合において「管理方式の採択に関する決議」が採択されたことに留意し、

同決議が、3年間のブロックごとにみなみまぐろの全世界の総漁獲可能量（TAC）を設定する管理方式を採択していることに留意し、

メンバーが各割当年内において各々のTACを効率的に管理する必要性、及びメンバーの年間TACの限定的な繰越しを認める必要性を考慮し、

未漁獲量の繰越しに関する規定が、各割当年間における漁獲に関する柔軟性を付与することでこの漁業に恩恵をもたらし得ることを認識し、

[こうした規定が管理方式の運用及び全世界のTACの設定において負の影響を及ぼさないことを満たし、]

この繰越しに関する規定が、一部のメンバーに対して行政的な混乱を生じさせる可能性があること、したがって、各メンバーが自国船に対してこの規定を適用するかどうかは、それぞれのメンバーの判断に委ねられるべきであることを認識し、

条約第8条3 (b) に基づき、次のとおり合意する。

セクション1：繰越措置の設定

1. 拡大委員会は、この決議により、メンバーの年間TAC¹の未漁獲量に関するある年から翌年への限定的な繰越しに関する措置を策定する。
2. メンバーは、自国の漁業において、繰越措置を採用するかどうかを決定するものとする。この決議に従って繰越措置を採用するメンバーは、次のセクション2-5において規定する措置に基づきこれを実施するものとする。

セクション2：繰越措置

3. メンバーの年間TACにおいて未漁獲量が生じた場合には、そのメンバーは当該未漁獲量を次の割当年に繰り越すことができる。ただし、ある年から次の年に繰り越すことができる総割当量は、未漁獲量が生じた年の

¹年間 TAC とは、CCSBT によって定められた各メンバーの合意済み国別配分量をいう。

メンバーのTACの20%を超えてはならない。

4. 未漁獲分の割当量は、ある割当年からその次の年に対してのみ繰り越すことができる。前割当年から繰り越された割当量は、その次に繰り越される不足漁獲分にはならない²。

セクション3：繰越措置に関する通報及び報告

5. 次の割当年の開始時点において、この決議に基づき未漁獲分の割当量を前割当年から繰り越すことを決定したメンバーは、当該繰越しについて、CCSBT事務局に通報し、かつ、次の割当年における利用可能な年間漁獲量の制限³の修正版を提出するものとする。当該通報は、次の割当年の開始から60日以内に行うものとする。
6. 繰越措置を採用したメンバーは、当該割当年における実際の利用の有無にかかわらず、拡大委員会への年次報告書において、当該措置の適用について報告するものとする。

セクション4：繰越しが適用されない場合

7. 追加的な管理行動を要する例外的な状況が生じているとする拡大科学委員会からの助言に基づき、拡大委員会が3年間のクォータブロック内において全世界の総漁獲可能量を削減することに合意した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする⁴。
8. 拡大委員会が、3年間のクォータブロック内において、1以上のメンバーの国別配分量を削減することに合意した場合には、当該メンバーは、この決議に規定される繰越措置を適用しないものとする。
9. より低い全世界のTACを管理方式が勧告した場合又は拡大委員会が決定した場合には、いずれのメンバーもこの決議に規定される繰越措置を実施しないものとする⁴。

セクション5：一般規定

10. この決議における措置は、採択と同時に発効するものとする。

²すわなち、前年から繰り越した分については、その次に繰り越すことはできない。

³利用可能な年間漁獲量の制限とは、年間TACに前年からの未漁獲分の全ての繰越量を加えたものをいう。

⁴メンバーは、この規定によって、繰越し分を失う可能性があることに留意すべき。

3年間の遵守行動計画（2015-2017年）案

この計画は、2015-2017年の3年間における各ゴール及び戦略に基づく行動を定めるものである。

表中の影付きセルは、行動の実施が予定されている年を表す。

注：「？」は、示されている年に予定されている行動が実施されるかどうか不確実であることを意味する。

ゴール8－監視、管理及び取締り								
統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する								
CCSBT 戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017		
8.1 (i)	8.1 合意されたMCS 措置を執行する	8.1.1	以下を作成・管理する。					
			a) 合意済みの保存管理措置のリスト					
			b) 策定済みの最低履行要件（MPRs）、特に所定の報告措置					
				8.1.2	c) メンバーが義務及び合意された MPRs に対する履行状況を報告するための関連する統一的な国別報告テンプレート			
			必要に応じて追加的な最低履行要件を策定及び採択する。					
			a) 転載		?	?		
			b) 許可措置－2.1 許可畜養場記録、2.2 許可船舶記録、2.3 許可運搬船記録					
			c) MCS 措置－CCSBT IUU 船舶リスト					
			d) MCS 措置－寄港国措置			?	?	
			e) 科学的措置－4.1 科学オブザーバー計画規範					
	f) ERS 関連措置－5.2 ERS に関する勧告							
	g) MCS 措置－3.2 VMS							
	8.1.3	履行報告制度を実施する（事務局による措置の遵守及び CCSBT 措置の運用に関する報告）。これには、メンバーからの履行報告書の検討が含まれる。						

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (ii)	8.2 MCS 戦略 を策定し実行 する	8.2.1	メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS の計画及び優先順位付けと一貫性のある協調的な手法を促進するため、極めて遵守リスクの高い分野を特定する。	?		
		8.2.2	措置及び義務をレビュー及び合理化し、漁業セクターに対する不必要な遵守上の費用及び政府の行政コストを削減する。 （事項 8.2.1、8.3.1 及び 8.3.3 に記載された作業はフォロー及び/又は遵守しなければならない）			
		8.2.3	全ての CCSBT の遵守に関する決議、決定及び勧告をレビューし、陳腐化した/失効しているものを特定する。特定された全ての問題（例えば遵守行動計画決議及びいくつかの報告義務）を是正する適切な行動をとる。			

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

戦略計画 戦略 No.	遵守計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (iii)	8.3 遵守を強化する (MCS 制度及び業務)	8.3.1	以下に関する費用及び便益を調査する。			
			a) 伝統的な人によるオブザーバー計画の代替としての電子的観察技術の利用	?		
		8.3.2	b) CCSBT の漁獲証明制度 (CDS) 、VMS、オブザーバー及び転載措置に基づいて提出されるデータ/情報の収集及び管理の効率をより完全に、及び又は改善するための制度/プロセス (特に、可能な限り情報源に近いデータ/情報を一度に収集できるものに焦点) のを精査するための研究の実施			
			合意された漁業部門ごと (例えば商業的 (EEZ はえ縄、公海はえ縄、まき網、その他) 、非商業的 (沿岸零細、遊漁、その他)) の漁獲量モニタリングにかかる最低要件を策定し導入する。			
		8.3.3	a) 代替技術の検討を含め、CCSBT の CDS にかかる独立的なパフォーマンスレビューを実施する。			
			b) CCSBT の CDS レビューの結果/勧告を踏まえ、他の RFMO との CDS 制度の合理化及び水揚げ検査の有効性の改善等に関する取組にかかるゴールを考慮に入れて、将来に向けて既存の CCSBT の CDS をどのように進め、改善するのが最良であるかにかかる提案を作成する。			
		8.3.4	a) CCSBT 寄港国措置を完成し導入する。	?	?	
			b) 更新した転載措置を完成し導入する。	?	?	
8.3.5	メンバーが自国船舶の履行状況及び全ての IUU 漁業をより適切に監視し、また非遵守を調査することができるようにするため、他の地域漁業管理機関 (RFMOs) 及び国際的なネットワーク (国際的な監視、管理及び取締りネットワーク等) との関係を維持及び強化する。					
8.3.6	転載決議の全ての修正を踏まえ、IOTC 及び ICCAT との既存の MOU をレビューする。			?		

ゴール8－監視、管理及び取締り（続き）

統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置を委員会のゴールにかなうように稼働する

戦略計画 戦略 No.	戦略計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
8.1 (iv)	8.4 SBT 市場の 拡大を監視す る	8.4.1	SBTの新市場に関する定期的なモニタリング（SBT貿易データのレビューを含む）			
8.1 (v)	8.5 遵守に関す るデータを共 有する		現時点予定されている作業はない。			
8.1 (vi)	8.6 事務局によ るMCS業務	8.6.1	MCSデータを分析し傾向を報告する（毎年）。また、提出されたデータに基づき、MCS措置の有効性にかかる評価を報告する。			
		8.6.2	全ての転載オブザーバーがCCSBTの義務についての訓練を受けていることを確保する（SBTがある場合）。			
		8.6.3	公開されている市場データの傾向分析を行う。			
	8.7 調査及び開 発	8.7.1	メンバーから提供される、オブザーバー、証明者及び確認者がSBT（特に一次処理されたもの）を同定するのを支援するための新技術及び設備に関する調査及び開発の状況を定期的に報告する。			
		8.7.2	以下をレビューする。 i) 将来的な電子CDS（eCDS）と関連付けも踏まえた、SBT及び/又はSBT商品の箱への標識付けにおける無線自動識別（RFID）タグ及びその他電子的タグ技術等の利用にかかる費用対効果 ii) CCSBTの許可漁船又は運搬船上にどれくらいのSBTがあるのか等を随時詳述する電子在庫システムの開発及び導入といった強化策	優先順位及び予算上の制約にかかる検討を踏まえ、CC9においてスケジュールを検討予定		

ゴール9－メンバーの義務 全てのメンバーは、CCSBTの規則を遵守する。						
戦略計画 戦略 No.	戦略計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
9.1 (i)	9.1 メンバー の制度及びプ ロセスを監査 する	9.1.1	3－4年ごとに各メンバーに対して定期的な品質保証レビュー（QARs）を実施するための総合プログラムを策定し導入する（例えば、各年ごとに合計2件のQARを実施）。また、リスク評価による助言に基づき、対象を絞った特別なQARを実施する。			
		9.1.2	監査報告書を受領し、監査結果を検討し、メンバーとともに、QAR勧告がなされているかどうかを確認するためのフォローアップを行う。			
9.1 (ii)	9.2 是正措置 及び改善		現時点で予定されている作業はない。			

ゴール10：途上国支援 途上国のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会の管理措置及びその他の要件を遵守することができる。						
戦略計画 戦略 No.	戦略計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
10.1 (i)	10.1 遵守支援	10.1.1	インドネシアに最良の支援が行われるよう、支援の対象となる分野の特定にQARの結果を利用する。その後、特定された分野において、MCS上の支援を提供する。			
		10.1.2	MCS制度のベストプラクティスの特定及び共有を継続する。			

ゴール11 : CCSBT への参加

寄港国及び市場国が CCSBT の目的及び管理取決めに協力するよう要請する。

戦略計画 戦略 No.	戦略計画 戦略 No.		優先行動	2015	2016	2017
11.2	11.1 包括的な 協力	11.1.1	協力要請を行う必要がある非メンバーである寄港国及び市場国を特定する。			
		11.1.2	当該国を委員会に通報する。			
		11.1.3	SBT の IUU 漁業に関する組織的な監視及び取締り体制を調査・構築し、可能であれば導入する。			